

第 2 章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準

第 1 節 感震器（感震部）

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<p>1 材料</p> <p>液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下単に「対震遮断器」という。）の感震器の材料は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 本体に金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、すその他使用上支障のある欠陥のないものであること。</p> <p>(2) 本体に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>イ～ロ 略</p> <p>ハ 難燃性を有すること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1(1)イ 耐食性又は耐食処理については、JIS Z 2371(2015)塩水噴霧試験方法の 5 の装置及び 9 の試験条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の 4 の試験用塩溶液(pH 調節は 4.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を 24 時間以上噴霧することにより確認すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2)イ～ロ 略</p> <p>ハ 炎口の口径が約 10mm のブンゼンバーナを用いて、JIS K 2240(2013)液化石油ガス(LPガス)の 5.品質に定める種類の 1 種 1 号又は 2 号相当品を完全燃焼させ、還元炎の先から約 10mm 離れた位置に試料を水平に置き、5 秒間経過後試料を炎の中から取り出し、さらに 5 秒後に試料が炎を出して燃え続けなければならないことを確認すること。この場合、バーナの炎の長さは約 40mm とする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1(1)イ 耐食性又は耐食処理については、次の 1)又は 2)に掲げる基準に適合するものであることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>1) B欄に掲げる方法により試験を行った後、JIS Z 2371(2015)塩水噴霧試験方法の 附属書 JC に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9.8 の腐食面積率であること。</p> <p>2) 付表に示す材料であつて、1)と同等以上の耐食性を有するものであること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2)イ～ロ 略</p> <p>ハ B欄に掲げる方法により試験を行い、難燃性を有することを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1 材料</p> <p>液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下単に「対震遮断器」という。）の感震器の材料は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 本体に金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、すその他使用上支障のある欠陥のないものであること。</p> <p>(2) 本体に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>イ～ロ 略</p> <p>ハ 難燃性を有すること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1(1)イ 耐食性又は耐食処理については、日本工業規格 Z 2371(2000)塩水噴霧試験方法の 3.装置及び 9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の 7試験用塩溶液(pH 調節は 7.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を 24 時間以上噴霧することにより確認すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2)イ～ロ 略</p> <p>ハ 炎口の口径が約 10mm のブンゼンバーナを用いて、日本工業規格 K 2240(2007)液化石油ガス(LPガス)の 5.品質に定める種類の 1 種 1 号又は 2 号相当品を完全燃焼させ、還元炎の先から約 10mm 離れた位置に試料を水平に置き、5 秒間経過後試料を炎の中から取り出し、さらに 5 秒後に試料が炎を出して燃え続けなければならないことを確認すること。この場合、バーナの炎の長さは約 40mm とする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1(1)イ 耐食性又は耐食処理については、次の 1)又は 2)に掲げる基準に適合するものであることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>1) B欄に掲げる方法により試験を行った後、日本工業規格 Z 2371(2000)塩水噴霧試験方法の 16.判定方法 a)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9.8 の腐食面積率であること。</p> <p>2) 付表に示す材料であつて、1)と同等以上の耐食性を有するものであること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2)イ～ロ 略</p> <p>ハ B欄に掲げる方法により試験を行い、難燃性であることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>JIS 法改正に備え、「JIS」に変更（以降同様）</p> <p>引用 JIS 最新版の適用（以降同様）</p> <p>字句の修正（以降同様）</p>

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<p>2 構造及び寸法</p> <p>感震器の構造及び寸法は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 作動した後は、制御部又は遮断器若しくは駆動部において手動によらなければ復帰できない構造のものであり、かつ、その操作をみだりにできない措置が講じられていること。</p> <p>(5)イ 略</p> <p>□ A種遮断器のうち一体型(感震器と遮断器とが一体である型をいう。)のものは、家屋の主要構造部等に固定できる取付部を有し、又は確実に固定された配管系に組み込む構造のものであり、かつ、その取付け後に本来の機能を発揮することのできる姿勢が容易に確認し得る構造のものであること。</p> <p>(6) 通常の使用状態において、雨水、雪、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。</p> <p>(7) 電気(電池を用いるものを除く。)を用いる感震器にあつては、次のイ、ロの条件に適合するものであること。</p> <p>イ 略</p> <p>□ 電線等を確実に取り付けることができる構造であること。</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>2(1)～(3) 略</p> <p>(4)イ 略</p> <p>□ 操作をみだりにできない措置については、当該部分にカバーが取り付けてあること、操作のための工具が必要であること、操作用ハンドルを常時取り外して保管することができること等の措置が講じられていることを目視により確認すること。</p> <p>(5) 図面、説明書等を照合し、目視により確認すること。</p> <p>(6)イ 屋外に設置するものにあつては、JIS C 0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により5分間散水した後、2(2)の作動性能の試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。</p> <p>□ 略</p> <p>(7)イ 略</p> <p>□ 電線の取付端子等は、ねじ等により確実に取り付けられる構造であることを図面、目視等により確認すること。</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>2(1)～(3) 略</p> <p>(4)イ 略</p> <p>□ 目視により確認したのものをもって合格したものとする。</p> <p>ハ 略</p> <p>(5) 目視により確認したのものをもって合格したものとする。</p> <p>(6)イ B欄に掲げる方法で散水した後、3(1)の作動性能試験を行い、当該基準に適合することを確認し、かつ、水が浸入していないことを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>□ 略</p> <p>(7)イ 略</p> <p>□ 目視等により確認したのものをもって合格したものとする。</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>2 構造及び寸法</p> <p>感震器の構造及び寸法は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 作動した後は、制御部又は遮断器若しくは駆動部において手動によらなければ復帰できない構造のものであり、かつ、その操作をみだりにできない措置が講じられていること。</p> <p>(5)イ 略</p> <p>□ A種遮断器のうち一体型(感震器と遮断器とが一体である型をいう。)のものは、家屋の主要構造部等に固定できる取付部を有し、又は確実に固定された配管系に組込む構造のものであり、かつ、その取付け後に本来の機能を発揮することのできる姿勢が容易に確認し得る構造のものであること。</p> <p>(6) 通常の使用状態において、雨水、雪、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。</p> <p>(7) 電気(電池を用いるものを除く。)を用いる感震器にあつては、次のイ、ロの条件に適合するものであること。</p> <p>イ 略</p> <p>□ 電線等を確実に取付けることができる構造であること。</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>2(1)～(3) 略</p> <p>(4)イ 略</p> <p>□ 操作をみだりにできない措置については、当該部分にカバーが取付けてあること、操作のための工具が必要であること、操作用ハンドルを常時取外して保管することができること等の措置が講じられていることを目視により確認すること。</p> <p>(5) 図面、説明書等を照合し、目視により確認すること。</p> <p>(6)イ 屋外に設置するものにあつては、日本工業規格 C 0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により5分間散水した後、2(2)の作動性能の試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。</p> <p>□ 略</p> <p>(7)イ 略</p> <p>□ 電線の取付端子等は、ねじ等により確実に取り付けられる構造であることを図面、目視等により確認すること。</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>2(1)～(3) 略</p> <p>(4)イ 略</p> <p>□ 目視により確認したのものをもって合格したものとする。</p> <p>ハ 略</p> <p>(5) 目視により確認したのものをもって合格したものとする。</p> <p>(6)イ B欄に掲げる方法で散水した後、3(1)の作動性能試験を行い、当該基準に適合することを確認し、かつ、水が浸入していないことを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>□ 略</p> <p>(7)イ 略</p> <p>□ 目視等により確認したのものをもって合格したものとする。</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>字句の修正 (以降同様)</p> <p>字句の修正 (以降同様)</p>

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<p>3 性能</p> <p>感震器の性能は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 感震器の耐衝撃性能は、通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>3(1)~(2) 略</p> <p>(3)イ 分離型遮断器の感震器(B種遮断器の場合にあつては、駆動部を含む。)の耐衝撃性能については、感震器を 50 cm の高さから、厚さ 3cm 以上、一辺 40 cm以上の正方形の堅木の上に落下させた後、目視により<u>き裂</u>、破損及び著しい変形のないこと及び2(2)の作動及び2(4)イの復帰の操作を行い、連動が確実にかつ迅速に行われることを確認すること。</p> <p>□ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>3(1)~(2) 略</p> <p>(3)イ B欄に掲げる方法により試験を行った後、目視により<u>き裂</u>、破損及び著しい変形のないこと及び2(2)の作動及び2(4)イの復帰の操作を行い、連動が確実にかつ迅速に行われることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>□ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>3 性能</p> <p>感震器の性能は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 感震器の耐衝撃性能は、通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>3(1)~(2) 略</p> <p>(3)イ 分離型遮断器の感震器(B種遮断器の場合にあつては、駆動部を含む。)の耐衝撃性能については、感震器を 50 cm の高さから、厚さ 3cm 以上、一辺 40 cm以上の正方形の堅木の上に落下させた後、目視により<u>亀裂</u>、破損及び著しい変形のないこと及び2(2)の作動及び2(4)イの復帰の操作を行い、連動が確実にかつ迅速に行われることを確認すること。</p> <p>□ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>3(1)~(2) 略</p> <p>(3)イ B欄に掲げる方法により試験を行った後、目視により<u>亀裂</u>、破損及び著しい変形のないこと及び2(2)の作動及び2(4)イの復帰の操作を行い、連動が確実にかつ迅速に行われることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>□ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>字句の修正 (以降同様)</p>
4~5 略	4~5 略	4~5 略	4~5 略	4~5 略	4~5 略	

第2節 遮断器 (遮断部)

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
1 略	1 略	1 略	1 略	1 略	1 略	
<p>2 構造及び寸法</p> <p>遮断器の構造及び寸法は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 電気(電池を用いるものを除く。)を用いる<u>遮断器</u>にあつては、次のイ、ロの条件に適合するものであること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 電線等を確実に<u>取り付け</u>ることができる構造であること。</p> <p>(10)~(11) 略</p>	<p>2(1)~(11) 略</p> <p>(9)イ 略</p> <p>ロ 電線の取付端子等は、ねじ等により電線を確実に<u>取り付け</u>られる構造であることを目視等により確認すること。</p> <p>(10)~(11) 略</p>	<p>2(1)~(11) 略</p> <p>(9)イ 略</p> <p>ロ 目視等により確認したものをもちて合格したものとする。</p> <p>(10)~(11) 略</p>	<p>2 構造及び寸法</p> <p>遮断器の構造及び寸法は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 電気(電池を用いるものを除く。)を用いる<u>感震器</u>にあつては、次のイ、ロの条件に適合するものであること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 電線等を確実に<u>取り付け</u>ることができる構造であること。</p> <p>(10)~(11) 略</p>	<p>2(1)~(11) 略</p> <p>(9)イ 略</p> <p>ロ 電線の取付端子等は、ねじ等により電線を確実に<u>取り付け</u>られる構造であることを目視等により確認すること。</p> <p>(10)~(11) 略</p>	<p>2(1)~(11) 略</p> <p>(9)イ 略</p> <p>ロ 目視等により確認したものをもちて合格したものとする。</p> <p>(10)~(11) 略</p>	<p>誤記修正</p>

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
<p>(12) 遮断器の入口、出口の取付ねじ等は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>イ POL(Prestolite)ねじ</p> <p>1) JIS B 8245(2004)液化石油ガス容器用弁の附属書の3.ガス充てん口ねじの呼びの左W22.5山14に定める規格に適合したねじであること。</p> <p>2) ナットによって取り付けられるねじにあつてはナット六角部の頂角にV溝が刻まれ、ハンドルによって取り付けられるねじにあつてはハンドルに取付け及び取外しの方向を矢印で明示してあること。</p> <p>ロ 管用テーパねじ</p> <p>JIS B 0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するものであること。</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 取付部のねじの締付部</p> <p>取付部のねじの締付部は、容易に締め付けられる構造であること。</p> <p>ホ フランジ</p> <p>1)a. 低圧用及び中圧用にあつては、JIS B 2220(2012)鋼製管フランジ及び JIS B 2239(2013)鋳鉄製管フランジの呼び圧力5Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>b. 高圧用にあつては、JIS B 2220(2012)鋼製管フランジ及び JIS B 2239(2013)鋳鉄製管フランジの呼び圧力20Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p>	<p>(12)イ POLねじについては、ねじゲージで検査し、その他の部分にあつてはノギス又はマイクロメータで検査し確認すること。</p> <p>ロ 管用テーパねじについては、JIS B 0253(1985)管用テーパねじゲージで検査し確認すること。</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 取付部のねじの締付部が、容易に締め付けられる構造であることについては、遮断器を硬質管等に接続する際に工具が締付面に固定することができる平行な平面を2面以上有することを、目視により確認すること。</p> <p>ホ 材料については図面及び目視等により、寸法についてはノギス等により確認すること。</p>	<p>(12)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p> <p>ロ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p> <p>ホ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p>	<p>(12) 遮断器の入口、出口の取付ねじ等は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>イ POL(Prestolite)ねじ</p> <p>1) 日本工業規格 B 8245(2004)液化石油ガス容器用弁の附属書の3.ガス充てん口ねじの呼びの左W22.5山14に定める規格に適合したねじであること。</p> <p>2) ナットによって取り付けられるねじにあつてはナット六角部の頂角にV溝が刻まれ、ハンドルによって取付けられるねじにあつてはハンドルに取付け及び取外しの方向を矢印で明示してあること。</p> <p>ロ 管用テーパねじ</p> <p>日本工業規格 B 0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するものであること。</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 取付部のねじの締付部</p> <p>取付部のねじの締付部は、容易に締め付けられる構造であること。</p> <p>ホ フランジ</p> <p>1)a. 低圧用及び中圧用にあつては、日本工業規格 B 2220(2004)鋼製管フランジ及び B 2239(2004)鋳鉄製管フランジの呼び圧力5Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>b. 高圧用にあつては、日本工業規格 B 2220(2004)鋼製管フランジ及び B 2239(2004)鋳鉄製管フランジの呼び圧力20Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p>	<p>(12)イ POLねじについては、ねじゲージで検査し、その他の部分にあつてはノギス又はマイクロメータで検査し確認すること。</p> <p>ロ 管用テーパねじについては、日本工業規格 B 0253(1985)管用テーパねじゲージで検査し確認すること。</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 取付部のねじの締付部が、容易に締め付けられる構造であることについては、遮断器を硬質管等に接続する際に工具が締付面に固定することができる平行な平面を2面以上有することを、目視により確認すること。</p> <p>ホ 材料については図面及び目視等により、寸法についてはノギス等により確認すること。</p>	<p>(12)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p> <p>ロ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p> <p>ホ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとす。</p>	

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
(13) 略	(13) 略	(13) 略	(13) 略	(13) 略	(13) 略	
<p>3 遮断器の性能は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 復帰安全確認のための装置は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>イ 装置より下流におけるガス漏えい量が、空気で1時間当たり6.6N_Lを超えるときに、これを確認できるものであること。</p> <p>ロ 器種、構造等により別に基準が定められているものにあつては、当該基準に適合すること。</p> <p>ハ 直接配管系に組み込まれるものであつて、かつ、ガスの流量に影響を与えるものにあつては、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20180522 保局第3号)の別表第3(第11条、第13条関係)に示す性能を満たす技術的内容の例に示すガス栓の流量性能に適合するものであること。</p> <p>ニ 略</p>	<p>3(1)～(16) 略</p> <p>(17)イ ガス漏えい確認設備を用いて試験し、装置より下流におけるガス漏えい量、空気で1時間当たり6.6N_Lを超えるときに、これを確認できるものであることを確認すること。</p> <p>ロ 当該基準に適合していることを確認すること。</p> <p>ハ 当該基準に適合していることを確認すること。</p> <p>ニ 略</p>	<p>3(1)～(16) 略</p> <p>(17)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合したのもつて合格したものとする。</p> <p>ロ A欄に掲げる基準に適合することを確認したのもつて合格したものとする。</p> <p>ハ A欄に掲げる基準に適合することを確認したのもつて合格したものとする。</p> <p>ニ 略</p>	<p>3 遮断器の性能は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 復帰安全確認のための装置は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>イ 装置より下流におけるガス漏えい量が、空気で1時間当たり6.6N_Lを超えるときに、これを確認できるものであること。</p> <p>ロ 器種、構造等により別に基準が定められているものにあつては、当該基準に適合すること。</p> <p>ハ 直接配管系に組み込まれるものであつて、かつ、ガスの流量に影響を与えるものにあつては、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和43年通商産業省令第23号)別表第3のガス栓の技術上の基準に定める流量性能に適合するものであること。</p> <p>ニ 略</p>	<p>3(1)～(16) 略</p> <p>(17)イ ガス漏えい確認設備を用いて試験し、装置より下流におけるガス漏えい量、空気で1時間当たり6.6N_Lを超えるときに、これを確認できるものであることを確認すること。</p> <p>ロ 当該基準に適合していることを確認すること。</p> <p>ハ 当該基準に適合していることを確認すること。</p> <p>ニ 略</p>	<p>3(1)～(16) 略</p> <p>(17)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合したのもつて合格したものとする。</p> <p>ロ A欄に掲げる基準に適合することを確認したのもつて合格したものとする。</p> <p>ハ A欄に掲げる基準に適合することを確認したのもつて合格したものとする。</p> <p>ニ 略</p>	<p>単位表記の修正</p> <p>法令の引用を「通達」に変更</p>
4～5 略	4～5 略	4～5 略	4～5 略	4～5 略	4～5 略	

第3節 制御器（制御部） 略